狆家苗の平定をめぐつて

狩野直禎

一

中國西南部の苗族の居住地、所謂苗疆を如何に統治するかということは、歴代の王朝において重要な問題となつていた。清朝は明代の制を承けて、土官・土司を置いて統治せしめた。即ち諸酋長をして知府・知州・知縣の職を世襲させて、その部族を統率せしめたのである。しかし康熙・雍正年間に、比較的中國内地に近い地方には、改土歸流即ち土官の支配を廢止して流官を任命し、州縣制によつて内地同様に支配する方式を採用するようになつた。この方策は苗族の内地化の進展と中國の領域の擴大をもたらしたと考えられるが、一方その以前からも存在していた中國人と苗族との摩擦を強めることにもなり、やがては雍正から乾隆へかけての大叛亂を招くことにもなつた。さて雍正時代に、この改土歸流政策を推し進めるのに主動的な立場にあつたのは鄂爾泰であつたが、本稿では、その鄂爾泰が江南江蘇布政使から苗疆の地に任命される動機となつた雍正初期の貴州狆家苗の平定――これは雍正帝にとつても、「これ朕御極以來、第一次の兇苗を平定すること」(世宗實錄卷二十六、二年十一月十七日)であつたが――この事件を取り上げて、その經緯及び苗族と漢族との關係などを一瞥したい。

二

苗族は貴州省に多數居住するが、一口に苗族といつてもその種類は何十種を數える。その一に狆家苗と呼ばれるものがあり、この種族は銅鼓を所有していることで有名であ

る。清の田雯の『黔書』を見ると、康熙頃の様子を記すものと思われるが、狆家苗に三つの種類のあることを述べている。即ち卷一「苗蠻種類部落」の條に、

「何をか狆家という。五代の時楚王馬殷、之を邕管より遷し來る。その種に三あり。一は補籠といい、一は卡尤といい、一は青狆という。貴陽・定番・廣順は皆青狆にして、安順・鎮寧・頂營は即ち補籠・卡尤なり。」

とあつて、五代の楚によつて邕州方面から遷徙されたものの後裔であることを記し、その三種類とその住地を擧げている。狆家が貴州土着のものでないことは、鳥居龍藏氏も、

「彼等（狆家）の口碑に傳はる所及び、其の他の事實に就いて調査する所に依ると、彼等の本據地は元と貴州省ではなくして、往古は廣西省に居つたのであるが、何時の時代にか貴州省の方へ移つて來たもののやうである。」（人類學上より見たる西南支那　一二五頁）

と述べていられる。又、その言語も多少異つた點があつたようで、同じく鳥居氏の『苗族調査報告』第五章「苗族の言語」B「狆家語」に

「狆家の言語は苗族と少しく異る所あり、されば假令これを苗族の中に入るるとも、言語上聊か一小別派に置くを可とす。……貴州省にて狆家の本場とも稱すべき安順の『府志』にも亦斯く記せり、曰く……惟是黔中苗民、八十二種、微特仲語與苗語不同、即仲語亦有與仲語不同云云」

と述べ、更に氏が貴州省定番・毛口、雲南省彌勒附近にて採集された狆家語を列記されている。なおここに仲語と見えるが、檀萃の『說蠻』に

「狆はもと仲に作る」

と見える如く、狆・仲兩字が用いられるのである。

次に三種族の住地については、猶異說がないでもない。京都大學東洋史研究室所藏の『苗圖』を見ると、これは四十一種の苗族について、右頁に圖を畫き、左頁にその說明を附す形式を取つているが、その中に狆家苗について三圖を描いている。この書は撰者も不明で、何時の時代に成つたものかよく分らないが、ほぼ雍正・乾隆の頃ではないかと考えられる（內藤虎次郎　清朝史通論）。なお文中に年代を示すものとしては「雍正十年勦撫」（三十九圖九股苗）「雍正十三年勦撫の後」（十七圖黑苗）という語句が見える。

さて『苗圖』の第六圖は卡籠狆家で

「卡籠狆家は貴陽・安順・南籠・平越・都匀の諸府にあり。衣は青を尙ぶ。」

第七圖には補籠狆家を擧げ

「補籠狆家、貴陽の定番・廣順二州及び南籠・安順の二府皆これあり。」

第八圖には青狆家について

「青狆家、古州・清江・丹江等の處にあり。」

と見え『黔書』に卡尤とあつたものが卡籠となつている外、その住地も少しく異つているのである。

また『黔書』にはつづいて「苗俗」の條があるが、その狆家の項には

「狆家は貴陽・都匀・鎭寧・普安におり、男女とも頭巾を被り、樓居を好み、姓字あり、衣は青色を尙ぶ。……猛毒を塗つた矢を使用し、わずかの讐でも必ず報復し、その地は盜人の巢窟となり、討伐の軍を出すと散解するが、兵が去ると又集り……黔の患は狆家より大なるものはない。」

と記す。まず狆家の姓については『貴州通志』卷七苗蠻に

「黃・羅・班・莫・柳・文・龍等の姓有り。」

と見える。つぎにその猛毒を塗つた矢は屢ゝ討伐に赴いた兵を苦しめたようである。雍正二年、狆苗平定に從事した雲貴總督高其倬は、二年十二月二十二日の摺奏で

「諸苗の中で狆苗の毒が最も強い。わずかに皮や肉を破つただけで、甚だしく傷を受けたとは思われないのに、毒が少しでも附けばもう救いようがない。その毒には草製と蛇製がある。ただ草汁や蛇汁だけの場合は効き目が強くなく、潰爛が生ずるに止るが、それに撒という名の蠻藥が合されると、毒は體中を廻り施しようがなくなる。この撒というのは毒樹の汁が石上に凝結したもので、廣西の泗城土府に產する。この毒藥は廣西の蠻人が暗ゝ裡に苗地に賣り込み、その價は高く苗人は寶としている。」

と述べ、また貝青喬の『苗俗記』にも、

「諸狆家……治藥の術甚だ密なり。必ず粵西產する所の毒、鮈と名づくる者を得て、合入して始めて靈(ききめある)なり。」

とある。その毒の猛烈なることとともに、入手徑路を通して、苗族間の連絡の密なることも想像される。なおここに

見える泗城の土官は岑氏が世襲していたが、岑氏は相當強大な勢力を有していた。

そこで朝廷ではこれに對し、苗族討伐の兵に解毒藥を賜與することもあつた。馬會伯の四年七月十五日の摺には

「御賜の解毒藥一瓶・藥方一紙を官兵に頒つた所、各官兵は、苗人の弩箭の毒はいままで解毒の藥がなかつたのに、神藥を下されたことは非常に有難く、いくさの間にこれを攜帶すれば、恃むありて恐れなしと申しております。」

とある。

ついで『黔書』の記事は、狆苗が盜藪となり、兵來れば散じ去れば集り、諸苗中でも最も兇惡なことを言うが、狆苗は明代から屢ゝ叛亂を起していたもののようである。清朝に入つても、『貴州通志』によると、

「（康熙）八年十一月、定番苗阿戎等亂す。尋いで討ちてこれを平ぐ。」（卷二十四　師旅）

「九年二月　鎮遠府屬那磨等三十六寨の逆苗降る。」（卷二十四　師旅）

「十二年二月　廣順苗變（蠻か？）吏目蔣士璘を殺す。」（卷二十四　師旅）

等と見える。かくて雍正年間に入り、二年及び四年の二回に渡る討伐を受くるにいたるのである。

三

雍正二年より四年にかけての狆苗平定の經緯及びその後の施政を、高其倬・毛文銓・鄂爾泰・馬會伯・趙坤・何世璂・孔毓珣等の摺奏並に雍正實錄・貴州通志などによつて記すと次のようになる。

先にも述べたように、狆苗は苗族中でも最も兇惡な部族とされ、康熙末より十數年間不法を行つていた。しかもこれには漢姦と呼ばれる惡德漢人――主に亡命者や商人と思われるが――が入り込んで教唆することもあつた。川販（四川商人）の李奇なるものもその一人で、彼は康熙末より十二年もの間、狆苗の地に潛住していた。當時その頭目は阿近なるものであつたが、膂力人に優れている弟阿臥と、苗民を結集し散幹なる山寨に立て籠り、自ら苗王と稱していた。散幹は山深箐密の地で、線唐・西猛より進まねばならぬが、その道は密林中の小徑で、二人並んで通ることもで

きず、伏兵が何處から現れぬとも分らぬ險要の地であつた。

雍正二年四月、定廣協副將の陳元勳は、把總の周正及び兵丁二百名を帶して討伐の軍を出し、阿鈕・阿由の二名を捕えたが、多くの兵丁を死傷させ事は失敗に終り、陳元勳は題參を被つた。しかし、定廣と雲南の間は遠く、その手續文書の往復に手間取つている間に陳元勳は名譽挽回を圖つてか、八月、上司に報告もせず、僥倖を願つて阿近を捕えんと出兵した。しかし忽ちにして阿近の攻擊を被つてしまつた。そこで九月、雲貴總督高其倬は、貴州巡撫毛文銓・貴州提督趙坤らと會議し、遊擊卜萬年等、官三十一員、兵二千四百名を出して攻擊せしめた。その間、官兵が谷蔭（令）地方において軍規弛緩したため、民物を強賣し、喧鬧罷市し、終には火を失して熟苗の五寨を燒いて、騷亂を增す等のことがあつたが、遂に高其倬の策が奏功して、十月七日阿臥・阿近の妻子・阿柴・阿保・阿王・阿戎・阿雄らを捕え、更に九月十四日大箐に逃げ込んだ阿近を捕えて成功を見たわけである。ここに高其倬の策とは、附近の苗寨に、目指す所は阿近と其の一類であるから、阿近に從わぬものは害を與えない。阿近と共に事を起すものは勦除を行うという揭示を出して、阿近を孤立させたわけである。高其倬は狆苗平定の後、六ヶ條を上奏し、雍正三年四月十三日兵部の議覆を經て施行された。それは

一、西猛地方に千總一員、兵一百名を駐劄せしめる。定廣より廣西泗城に通ずる青藤、斷杉樹二處には塘汛を設けて行人を護衛する。（これは廣西泗城よりの毒藥の侵入を防ぐ意味もあつたのであろう）

一、廣順州所屬の長寨・者貢・同筍・焦山、安順府所屬の十三枝、普定縣所屬の五枝・百老虎等に官兵を駐劄さす。

一、川楚の姦棍が頑苗と相連絡して人身賣買を行うのを禁止する。（ここに川楚の姦棍とあるが、これは川販を指して言つていること疑いもない。されば川販を川楚の姦棍と、聊かぼやかした言葉で言いかえた態度に對し、雍正帝はすでに三年一月五日次のように上諭を降している。「諭九卿詹事科道等雲貴總督高其倬條奏黔省事宜本內綑掠販賣一欵與毛文銓密摺所奏川販之事詞語竟不相同是高其倬欲將川販字樣隱避但以境連川楚一句含糊帶過此特畏懼年羹堯之所致也朕君臨天下每事

出於大公至正豈有重視川陝而輕視雲貴厚待年羹堯而薄待高其倬之理……」）

一、苗民相互の讎殺・搶劫・取贖の習慣を取締る。

一、土司が有糧の田をば無糧の土となして紳衿商民に賣與し、税金を納める場合に苗戸に派累する事を禁ずる。

一、兵米の備蓄は三年分とし、その餘は端境期に減價平糶を行つて民食をすくう。

の六ケ條である。斯くて一旦治つたかに見えた狆苗だが、早くも雍正二年の末に騒亂を起した。即ち、十二月十二日狆苗は安順府普定縣唐三寨を襲い、家を燒き耕牛四頭を奪い、男女四名を殺し、三名を負傷させた。そこでこれを詳しく調査すると、長寨・者貢等の苗であつて、阿近の餘黨らしいことが分つた。かくて守備鄔元度は弁兵二百四十員を帯して出擊し、三年一月二十二～九日にかけて、李麻・阿棍・阿賣・阿任らを捉えたのである。しかし、この長寨・者貢等の狆苗はやがて先の六條中の第二條の官兵駐劄に反對して、四年再び反亂を惹起するのである。これは先に擧げた川販李奇らの指圖による所大であつたようで、李奇は長寨等に營房が建設されては、商賣を行うに不便なことを思い、同じく川販揚世臣らと共謀し、苗族を煽動して營房建設を阻止する運動を起した。彼等は石でもつて路を塞いで、官兵が苗地に進入して營を建てることを妨げ、宣撫に赴いた把總を捕えて鞭打ち、裸にして追放し、或いは營房を建てるはしからそれを燒き放つなどの不法が多かつた。これに對し清朝側では、苗族討つべしという一派と飽くまでも德を以て化すべしとする一派とが存していた。威寧鎭臣石禮哈・提督馬會伯らは前者であり、巡撫何世璂・丁世傑らは後者であつた。しかし、ここに鄂爾泰が雲南巡撫管雲貴總督事となつて赴任するや、「兵を用うるがよろしからん」と上奏したので、ここに討伐の軍が進められるに至つた。三月二十日撫標遊擊趙文英から、苗民は曉諭に應ぜず攻擊準備を整えているとの報告があり、四月十六日出兵の議を上奏し、鄂爾泰・何世璂・石禮哈等は官兵を發して平定に向うこととなつた。

所が出兵の期を待つ中に、五月六日焦山・長寨等の苗民が攻め來つた。この小競り合いで清朝は藥箭十餘枝を拾得し、頑苗三名、藥箭一箭を拏獲したが、ここに直に攻擊に轉ずることとし、宗角を本營とし、谷隆・焦山・馬落孔の三

路より兵を進めた。谷隆より進んだ一隊は岩底寨・冗把寨・桑打寨・擺架寨・桐林寨・大谷隆寨・小谷隆寨等を平定し、焦山より進んだ一隊は焦山・竹林關口を占め長寨を平定した。次いで十三日兵を進めて、者貢・羊城垣等の寨を攻撃した。この時頭目阿革・阿紀・阿吃等が降伏し、川販王有餘・李嵩山・揚世臣・陳應申等並びに李奇の妻妾、苗民では頭目の李寅・阿乃・神保等及び苗の男女・武器等を拏獲した。しかしなおこの亂の首謀者である川販李奇及び苗の阿搗・阿撈等は降伏していない。特に李奇はその妻妾の言によると四川に歸つた模様なので、各地に警戒を依頼すると共に、一方では頑強に抵抗する苗民の勦撫に努めた。六月二十八日阿搗拏獲の報が入り、次いで七月十一日阿撈も捕えられたとの報あり、略ゝ苗地は平定されたわけである。この間官兵四千名、土兵一千五十一名が動員され、三十六寨を攻破し、二十一寨を招撫したが、その數は五百餘戶、二千餘口であり、熟田五千八百餘畝、熟地一萬四千五百餘畝、荒地九千六百餘畝を査出した。そして大弩弓七十三張、箭筒十一箇、箭三筒、刀二十七把、皮盔二十一頂、皮甲二十七身、標十二桿を獲た。

ついで八月七日、李奇も怯里地方において、兵丁王起元なるものに捉まつた。又鄂爾泰は十月四日雲南を發し、二十一日貴陽にある貴州省城にいたり、定番州・威遠汛・谷隆關を經て五日後に長寨に赴き、數十の小寨を招撫し、宗角・廣順州を通つて貴陽に歸つた。この時各寨を搜査して、大弩弓四千二百十七張、箭筒三千四百五十七箇、藥箭三萬餘矢、環刀五百六十一把、排刀一百六十九把、雜刀八十四把、皮盔七十六頂、皮甲三十八身、棉甲十四身、標四百六十二桿、交鎗二門を得た。

さて鄂爾泰が狆苗平定後上奏し、雍正五年三月三日兵部の議覆を經たのは次の十ヶ條であつた。

一、長寨等の狆苗の中、未だ獲ざるの人犯が自首し來つた時、及び脅かされて附和したものである場合は赦してやる。

一、苗民の本年の正賦は割免する。

一、歸寨の苗民には月毎に糧三斗・鹽六兩を給し、耕種に力なき者には耔種を給す。未だ歸寨せざる者は雍正四年一月を限とし、限を逾えて歸らぬ者の田土は兵丁に分賞する。

一、苗民で地畝の侵占を受けたものは、各〻四至をはつきりとして、官が印信を給して永遠に承襲せしむ。
一、狆苗は姓氏の同じ者多く區別し難いから、各〻祖姓に照し戸口清冊を作り、保甲を立て、本姓の分らぬ者は姓を作つて稽察に便にする。
一、苗民は數寸の小刀以外は、武器を佩びることを禁ずる。
一、營汛の兵丁は禾苗を踐踏し、騷擾を惹起してはならない。該汛の文武官弁が、兵丁を監督できない場合、溺職の例に照して治罪する。
一、長寨には既に武官が駐劄しているが、文官一員を置いて宣諭化導せしめるべきであり、貴陽府同知を移駐させる。
一、打壞寨は竹林井口と連り、兇苗が出沒するから、これらの地方に把總一員を移駐さす。
一、兇苗劫殺は、もとより三・五の塘兵の能く擒獲しうる所でないから、以後汛防の各員は、一面督撫提鎭に報告し、一面兵を率いて擒拏に赴き、所獲の賊犯は文武官が會同して審究する。

以上が狆苗平定の始末であるが、苗民とて無暗矢鱈に叛亂を起したのではない。そこには何等かの原因が存した筈である。既に川販の教唆のあつたことには觸れたが、その外にも、次の上諭が示すように土官らの不法行爲も原因の一となつている。則ち雍正帝は二年五月十九日四川・陝西・湖廣・廣東・廣西・雲南・貴州の督撫提鎭に上諭を下し、

「土司は法紀を知ること少く、所屬の土民への科派は有司徵收の正供に倍する有樣で、甚しきは馬牛を取り、子女を奪うに至る。しかも土司に敢て恣肆をなさしむるのは漢姦の指使にかかる所が多い。以後督撫鎭臣は所屬の土官を嚴飭し、漢姦を究擬して、朕の子の如く元元を惠む至意に副え。」

とある。以下これら漢姦の指使・土官の不法を見ながら、當時の苗疆の事情を瞥見したい。

四

苗族が亂を起した場合に、必ずといつてよい程見出される言葉に「漢姦生事」なる語がある。狆苗の亂においても

それは例外であり得ないが、既に見て來たように、狆苗の場合には「川販」の示唆が大きな位置を占めている。川販とはこれを文字通り解釋すれば、四川省の商人という意味で、そこには何等、特別に惡事をなすものであるという意味は含まれていない。また貴州省には川省からだけでなく、楚省からも粤省からも商人は入り込んでいたであろう。この地は元來物産豐富な地ではない。米の産出額は多くないし、鹽は川鹽・淮鹽に頼らねばならず、衣服の材料にも惠まれている地ではない。僅に木材・桐油・柞蠶絲、後には阿片が多く産出するに過ぎない。[1] 例えば貴州布政使今陞廣東巡撫鄂爾達の八年七月七日の摺には

「黔地はもと鹽を産出せず、日用は皆、川淮の鹽にたよるが、價値は甚だたかい。そこで、苗民は多く淡を食するあり、その上布帛も有ること鮮し」

と述べている。それであるから他省から商人が多くの物資を持つて、入り込んで來ることは當然であろう。それに對し貴州省からは樹木・棉花・白蠟等が移出されたようである。高其倬・毛文銓・趙坤の三名が合同で上した摺奏に、

「古州八萬の地は稻田甚だ多く、白蠟・桐油・棉花及び各種の木植を出します。河がその中を流れ、下は湖廣の洪江口（湖南省洪口）、上は貴州の重安江に通じております。楚の民は鹽や紬などを載せて來り、白蠟や棉花と交換しております。その地の住民は、商人が無暗に入つてくるのを許さず、又苗族自らが漢人の村落に出かけていくことも好まないようです。總頭目は紀總といい、その下の辦事の大頭目は二人で、金悶・金勾といい、その餘の小頭目は甚だ多うございます。」

と述べている。このような商人が苗民を指使して惡事をなすにいたらしむる場合、それは「漢奸生事」なのであつて、あまり「楚販」「粤販」云々といつたような語は見當らないようである。然るに四川商人の場合にのみ何故「川販」として特に注意されかというに、思うに彼等が人身賣買を行つているからであろう。一體四川には古く漢代から、附近の蠻族所謂西南夷を奴隷とし、奴隷市場を設けて賣買を行つているが、清朝にても例えば雍正四年六月四日の四川巡撫法敏の摺に見る如き有様であつた。

「四川は地各省に接し、並に土司に連つております。利益を獨占する姦徒がおりまして、仲間を山箐僻處に糾合

しまして、往來の男女、樵採の兒女を見ますと、それをつかまえて賣り飛ばします。この惡習が風を成し殊に痛恨すべきことでございます。」

こうした四川の人買い商人が苗疆に入つて、苗民を捉えていたので特に「川販」と呼ばれたのであろう。彼等川販は苗民と結託し、人を捕えこれを四川につれて行つて高く賣る。勿論その手引をした苗民は幾らかの割前を受くるのであろうが、その利に釣られて苗民は爭つて川販の下に走り、更には苗民同志が互いにそれが原因で殺し合いをし、苗民の報讐の風を一層かき立て苗地は益ゝ亂されていつた。又、川販はその組織は極めて緊密で、これを捕えるのは隨分厄介なことであつた。今、鄂爾泰及び高其倬は次のように言つている。

「貴州諸苗の中、狆家は固より最も頑惡でありますが、その他の苗も亦搶(かすめと)つたり、殺したりする事が多うございます。人は多く『苗は性質として讐を記し、殺を嗜むからである』といいますが、私が考えますに、皆、利を圖ることから起るようで、その復讐も實利にかこつけて起り、嗜殺も亦理由があるので、財を得んと欲するからです。一體、他人の銀物が目に入ると惡心が生じ、これを奪いとらねば納りません。ただ貴州では、民は一般に貧しく、奪うべき銀物は誰も持つていませんが、ただ綑賣の一節が實に生苗に搶殺の心を起さすのです。貴州は四川と境を接していますが、四川では人の價が頗る高く、川販は往々貴州の土棍に囑託し、又諸苗と結托し、人口を綑掠せしめ、互いに授受し、轉々として利を獲、諸苗は爭つてこれに從つております。」（高其倬　二年十一月十日）

「黔省の大害は、陽惡は苗猓より甚しきはなく、陰惡は漢姦・川販より甚しきはありません。……百姓を虐する者は苗猓であり、苗猓を助ける者は漢姦で、苗猓を虐する者も漢姦であります。川販に至つては漢姦の屬で、苗猓とぐるになり、專ら男女を綑略するのを事とし、貴州では販賣に便でなく、かつ價を得ることもできないので、これを他省に賣りますが、四川は人の値が高いので、四川に行つて賣るのが多いのです。その往來や旅宿には半ば苗寨を用い、沿路には隱れ家があり、官憲を逃れ、漢夷の消息に通ずることが出來ます。實に一味の連絡は、緊密で、捜索するに方法もありません。獨り漢人の丁口

を捕えるだけでなく、亦苗族の男婦をも拐かしております。」（鄂爾泰　四年八月六日）

雍正二年から四年にかけての狆苗平定は、一面川販の一味を徹底的に捜査することも兼ねていたのである。鄂爾泰は

「頑苗を討つの名に借りて、川販を捜すの計をなす。」

ともいつている。

なお、苗民には右の人身賣買とは多少趣きを異にした、人や家畜を捉え、身の代金を拂つて贖わせる風習があつた。尤も川販は或はそうした風習に目をつけたのかも知れないが。さてそれは高其倬の川販を奏した摺中に見える。則ち

「人と人と讐あり、或は人の搶する所となり、己が身力弱く報復できない場合に、一有力の家を尋ね、或は人を奪い、或は牲畜を掠め、標紙を挿んで、理由を説明し、その家をして代りに報復せしめ、或は贖取させて、然る後、其の掠めたものを返す。」

という「拏白放黑」なる習である。これは「嫁禍の媒」（貴州通志卷七苗蠻）ともされるが、「生計となす」（鄂爾泰　四年十一月十五日）とする方が實情に近いのではなかろうか。

而して貴州では軍隊までが、捕虜となつた時を慮つてその贖金を出しあつて、積み立てている有様である。即ち雍正帝が貴州巡撫毛文銓の二年五月十四日の奏に與えた硃批中に

「聞くに貴州では苗種一ならず、狆家苗は最も兇狼なりと。近年內地勾頑の人民は、往々彼の巣穴に入り込み、ぐるとなつて事を起し、私讐に報復している。しかも營伍の中では、常に金錢を公攤して以て兵丁を贖取する費用に備えているという。ついにこのような笑うべき事をなして、どうしてよいであろうか。」

と見える。

以上で漢姦・川販について終り、次に地方官、土官の不法に移りたい。

五

苗亂の場合、「漢姦生事」と並んで瀕出するのが「弁員需索生事所致」とか「胥役中飽生事所致」とかいう言葉である。清朝官吏の不法により苗民は苦しめられていた。雍正帝は法敏が四年三月十七日の摺で

「沿邊弁員が需索擾累し、事端を生ずるに致るものがあります。」

といつたのに對し

「朕おもうに番夷苗猓の雜處せる省分で、若しよく文武弁員をして清正自持せしめ、絲豪も少利を取らざらしむれば、彼において事無きことを保すべし。これ本を探し、源を尋ぬるの上策である。力を竭しこれを勉めよ。」

と硃批している。

この場合、官役は直接苗民から取り上げこともあるし、第三節の最後に擧げた上諭の如く、官役が土官と結托して苗民に當たる場合、或は土官が已に課せられた負擔を、更に自分の配下に割り附けるなど、種々な形體を取つたであろう。その上苗民はこうした官吏の貪利とは別に、部落内の有力者から壓迫を蒙つていた。ここにそうした事例を二・三拾つて見よう。

例えば雲南省姚安府大姚縣所屬のの直却・十馬地方では、土同知高厚德の租（祖？）高裔映が吳逆（吳三桂）の川東道となつた時から侵占を行つていたが、高厚德に至り、又流官に賄賂を送つて地方の錢糧を管することを認めさせ、康熙四十七年進京の費用と稱して銀五千兩を科派し、支拂い得ざるものからは民田を沒收していた。（高其倬　三年十二月二日）

又雲南阿迷州の土知州李廷正は、錢糧を代催すると稱し（これを土催といつたらしい）實は人民に正額の銀米一倍を賣與し、三倍を硬收し此の外時に從い事に隨い科派し、頭人を用いて夷戸を虐害した。李純に代つてより派累はいよいよ多くなつた。（高其倬　三年二月十二日）

其の外一般的な事情として、土司承襲の際の陋規がある。

「雲貴兩省の土司の承襲には、皆規禮があります。上下の各役所では、往々願書のあやまりに名を借り、馭査と稱して需索を行つております。故に事は多く遲滯し、土司も亦當り前のことと思い、常に頭人を遣して棍蠹と通じ合い、賄賂を送つております。經年省城に居住し、打幹と名ずけ、費す所の銀錢は二倍・三倍となり、これを夷民にわりつけるため、夷民の苦累は内地の百姓に較べると甚だしいものがあります。私はこの種の情形を目擊し、土司の陋規は裁革を行い、屬員の需索は遍く嚴禁いたしました。」

高其倬は元年九月二十日の摺で右の如く述べている。韓

良輔の五年八月十九日の摺を見ると、泗城土知府岑映宸の襲職の際には、

「岑映宸は父の故智に倣い、毎亭に承襲銀一百六十兩・婚喪銀八兩を派し、百二十九亭半より、銀二萬餘兩を得た。」

と見え、官に對する規禮を名として領民に科派を行つたのである。

さて次には、土官や頭人等の有力者が苗民を壓迫することについて觸れねばならないが、この點に關しては、當時の苗族の內部構造の問題と併せて、稿を改めて考察したいので、ここにはその概略を述べて、本稿を結ぶこととする。

苗族は大體山間の險要な所に、部落を作つて住んでいたが、それは「寨」と呼ばれている。寨はおおむね、壕を堀り、竹木で垣を廻らし、防備を嚴重にしていたようである。而してこの寨は第三節に「五十七寨・五百餘戶・三千餘口」と見える如く、一寨には平均五〜十戶(一戶は約五〜六人)より成つており(鄂爾泰の五年六月二十七日・十二月十三日の「向化生苗請附版圖」の摺にはかなり詳細に、寨內戶口の數字が擧げてある。その他岳超龍の十年一月二十八日の摺、馬會伯の六年二月十七日の摺が參考となる)これらの寨が幾十となく集つて土官以下に率いられていたのである。

彼等は概ね農を業としていたが、住地の環境等から考えて、餘り豐饒な地とも考えられないし、面積も廣いものではなかつたらしい。第三節にも見たように、「五百餘戶・三千餘口」に對して「熟田五千餘畝・熟地一萬四千五百餘畝・荒地九千六百餘畝」という狀態である。その上、農耕技術も低く「刀耕火種」の原始的燒畑農法で、一つの土地は三・四年經てば棄てられて荒地となつたらしい。その栽培穀物も、稻は少く、芝麻・麥豆・蕎麥等の雜穀類が多かつた。なお沼地には魚池を設けていたものもあつた。(苗防備覽)

さて苗族は世襲の土官に率いられていたが、土官の下には頭人・頭目などと呼ばれるものが存していた。第四節に引いた高其倬等の摺には總頭目(一名)・大頭目(二名)・小頭目(多數)という段階のあつたことを言つているが、その外に土舍[2]・土目[3]・舍把[4]・土百官[5]・伙頭[6]・版目・所目・苗目等々の語が見える。これらは恐らく、小は數寨から大

は數十寨を統轄していたのではなかろうか。なお寨には寨長があつたようである（苗防備覽）。そしてこれら頭目が兎もすれば、土官を排除して、實質上の權力者となり、終には土屬の公田をも自己の有にしてしまうこともあつた（韓良輔　五年十二月九日・孔毓珣　六年二月六日・鄂爾泰　八年一月十三日等）。今、土屬の公田と言つたが土官には公田・官田・官莊等と呼ばれる田地があつた。また族田・役田などもあり（孔毓珣　六年二月六日）この外に私田も存したわけである。これらの田地には勿論、無力の苗民が使役されたのであろう。嚴如熤の『苗防備覽』卷八風俗に

「苗寨中の富民の貸付けは、利息が甚だ大きく、錢一千・穀一石は一・二年の間に利息を加えて數倍に至り、償還が出來なくなり、田地を取られ、その田地を佃耕したり、他の田地に入つて佃耕し、その役使にまかす……」

（小方壺齋輿地叢鈔所收の『苗疆風俗考』にも同文がある。）

と見える。苗民は概ねこれらの土目に率いられて行動していたようである。

以上、雍正初期に起つた狆家苗の亂を取り上げて、狆家苗の性格、亂の經緯、漢姦川販との關係、官吏の科派・需索などについて概觀した。關係資料を充分に見盡したとも言えず、甚だ無雜な小論となつてしまつたが、同學の方々の批判を得て他日の補正を期したい。

註

(1)野田勢次郎「中支那及南支那」、リヒトホーフエン「支那」V

(2)如土官病故後無子孫可以承襲者則於其同族中親近枝派之人而爲土人素所信服者報部請承襲苗疆平民謂之土人官族謂之土舍（六部成語註解吏部）とも土司中辨事之舍人也（同　戶部）とも見える。

(3)土番中之頭目也（同　戶部）

(4)土舍之首領也　（同　同　）

(5)武官で品秩低く一部落の長として番民を治むるに過ぎないもの（清國行政法卷一下）。

(6)伙頭の伙は「火」で、通典一四八・兵に見える「五人爲烈、二烈爲火」の火を指すのではなかろうか。

The Yung-chêng Emperor's View of Confucianism, Buddhism and Taoism as a Single Unity

Shunkō Tsukamoto

It is said that the emperor was versed in all Chinese learning, especially in the study of the Zen (Ch'an 禪) sect. The emperor, who called himself Yüanming chü-shih 圓明居士, stated that Confucianism, Buddhism and Taoism are single unity and that the essence of these, Hsing 性 Hsin 心, Chung 中 and I一, were the same through the meditation of the Zen sect. The author thinks that such religious awakening of the emperor was the back-ground for his political ideology.

On the Policies to Clean up the Tax-arrears (Min-chien 民欠) for the Yung-chêng Period

Hiroshi Iwami

The amount of tax-arrears which had been rising since the K'ang-hsi 康熙 period had come to be incalculable by the begining of the Yung-chêng period. They were divided into two categories: on the one hand, that money which was falsely alledged to be unpaid by the collectors, and on the other, the debts which were truly unpaid. The Yung-chêng emperor tried to exempt people from such debts first, then to have them pay it on the installment plan. And when the arrears were compeletely paid by the fixed term, the emperor exempted those who paid from the same amount of tax in the next term. This policy of his served two ends, the one to make up the loss, and the other to show his generosity.

On the Suppress of Ch'ing-chia-miao 仲家苗

Naosada Kano

The difficulties of controlling the Miao area inhabited by the Miao tribe (Miao-ch'iang 苗疆) was a traditional anxiety of the chinese government. First, the Ch'ing dynasty had allowed them to govern themselves by appointing the chieves Tu-kuan 土官, following the precedent of the Ming dynasty. Then it changed its policy and adopted the Kai-tu-kuei-liu 改土歸流 policy of ruling by Chou-hsien 州縣 system. This policy was pushed forward actively during the Yung-chêng period especilly by Ê-êrh-t'ai 鄂爾泰. The author tries to describe this policy by analysing the most violent Miao tribe, Ch'ing-chia-miao's rebellion suppressed by Ê-êrh-t'ai.